

別表（第18条関係） 許可申請等に必要添付図書等

図書種別		最小縮尺	記載事項	備考																																									
(い)	共通図書	1 計画概要書	—	(第8号様式)																																									
		2 付近見取図	適宜	縮尺、方位、計画敷地の位置、主要道路の位置、幅員及び名称、主要交通機関の位置、種別及び名称、主要駅の位置及び名称並びにその他の都市公共施設及び主要建築物の位置名称等																																									
		3 用途地域図	1/2, 500	縮尺、方位、計画敷地の位置、地域地区の境界線の位置及び種別	<p>○ 地域地区等の種別は、下表の区分により色別して示すこと。</p> <p>注) その他の地域地区等については、必要に応じて図示すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>みどり</td> <td rowspan="4">建ぺい率 及び 容積率</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>薄みどり</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>きみどり</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>薄きみどり</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>きいろ</td> <td rowspan="2">第一種高度地区</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">みどり</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>薄だいたい</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>だいたい</td> <td rowspan="2">第二種高度地区</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">○ m 絶</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>ももいろ</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>あか</td> <td rowspan="2">第三種高度地区</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">○ m 絶</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>むらさき</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>みずいろ</td> <td rowspan="2">公園緑地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>あお</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">みどり太枠</td> </tr> </table>	第一種低層住居専用地域	みどり	建ぺい率 及び 容積率		第二種低層住居専用地域	薄みどり	第一種中高層住居専用地域	きみどり	第二種中高層住居専用地域	薄きみどり	第一種住居地域	きいろ	第一種高度地区		みどり	第二種住居地域	薄だいたい	準住居地域	だいたい	第二種高度地区		○ m 絶	近隣商業地域	ももいろ	商業地域	あか	第三種高度地区		○ m 絶	準工業地域	むらさき	工業地域	みずいろ	公園緑地			工業専用地域	あお	みどり太枠	
		第一種低層住居専用地域	みどり	建ぺい率 及び 容積率																																									
第二種低層住居専用地域	薄みどり																																												
第一種中高層住居専用地域	きみどり																																												
第二種中高層住居専用地域	薄きみどり																																												
第一種住居地域	きいろ	第一種高度地区		みどり																																									
第二種住居地域	薄だいたい																																												
準住居地域	だいたい	第二種高度地区		○ m 絶																																									
近隣商業地域	ももいろ																																												
商業地域	あか	第三種高度地区		○ m 絶																																									
準工業地域	むらさき																																												
工業地域	みずいろ	公園緑地																																											
工業専用地域	あお		みどり太枠																																										
4 周辺状況図 図Ⅰ及び 図Ⅱ	1/1, 500	I 縮尺、方位、計画敷地の位置、周辺地域の道路の位置及び幅員、周辺地域の建築物の位置、主要用途、構造並びにその他の土地利用状況	<p>○ 建築物の用途は、おおむね下記の区分により、建築物単位に色別して示すこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>独立住宅</td> <td>きいろ</td> <td>工場、作業場</td> <td>あお</td> </tr> <tr> <td>共同住宅</td> <td>やまぶきいろ</td> <td>倉庫、車庫</td> <td>はいいろ</td> </tr> <tr> <td>店舗等兼用住宅</td> <td>おうどいろ</td> <td>学校、図書館、保育園等</td> <td>きみどり</td> </tr> <tr> <td>小売店舗、飲食店等</td> <td>だいたいいろ</td> <td>官公庁舎、公会堂等</td> <td>みずいろ</td> </tr> <tr> <td>百貨店、興行場等</td> <td>あか</td> <td>病院、診療所等</td> <td>みどり</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>むらさき</td> <td>神社、寺院、教会</td> <td>ちゃいろ</td> </tr> <tr> <td>ホテル、旅館、キャバレー、パチンコ店等</td> <td>ももいろ</td> <td>公園、緑地、運動場</td> <td>みどり (枠取、枠内ハッチ)</td> </tr> </table> <p>分類できないものは、必要に応じて図示すること。</p>	独立住宅	きいろ	工場、作業場	あお	共同住宅	やまぶきいろ	倉庫、車庫	はいいろ	店舗等兼用住宅	おうどいろ	学校、図書館、保育園等	きみどり	小売店舗、飲食店等	だいたいいろ	官公庁舎、公会堂等	みずいろ	百貨店、興行場等	あか	病院、診療所等	みどり	事務所	むらさき	神社、寺院、教会	ちゃいろ	ホテル、旅館、キャバレー、パチンコ店等	ももいろ	公園、緑地、運動場	みどり (枠取、枠内ハッチ)														
独立住宅	きいろ	工場、作業場	あお																																										
共同住宅	やまぶきいろ	倉庫、車庫	はいいろ																																										
店舗等兼用住宅	おうどいろ	学校、図書館、保育園等	きみどり																																										
小売店舗、飲食店等	だいたいいろ	官公庁舎、公会堂等	みずいろ																																										
百貨店、興行場等	あか	病院、診療所等	みどり																																										
事務所	むらさき	神社、寺院、教会	ちゃいろ																																										
ホテル、旅館、キャバレー、パチンコ店等	ももいろ	公園、緑地、運動場	みどり (枠取、枠内ハッチ)																																										

別表（第18条関係） 許可申請等に必要添付図書等

		II 縮尺、方位、計画敷地の位置、周辺地域の建築物の位置、階数及び高さ											
5 現況図	1/300	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路の位置及び幅員並びに既存建築物の位置、主要用途、構造、階数及び建築年月											
6 配置図	1/300	縮尺、方位、敷地境界線、建築物の位置 主要部分の階数及び高さ、前面道路の位置 及び幅員並びに公開空地の位置等	○ 地形の高低差が著しい場合は、敷地の主要部分の高低差を示すこと。										
7 敷地求積図	適宜		○ 敷地が複数の地域地区等にわたる場合は、それぞれの面積を求め一覧表を付記すること。										
8 各階平面図	1/300	縮尺、方位、間取り及び各室の用途等	○ 基準階については、一例で可 ○ 建築物が、2以上ある場合は、それぞれについて記載すること。 ○ 別に各階の用途及び床面積一覧表を作成し、一覧表には、建築面積及び建ぺい率並びに延べ面積及び容積率を記載すること。 ○ 住宅供給促進型及び共同住宅建替誘導型の各総合設計は、住宅の用途に供する部分をそれぞれ、次の区分に応じて色別して示すこと。 ・住宅の専用部分→きいろ ・住宅の共用部分 → あお ○ 一般型総合設計は、育成用途を次の色で色別して示すこと。 ・育成用途の専用部分→ あか										
9 立面図	1/300	縮尺、立面の方位、建築物の外観、高さ制限の位置及び許可要綱の基本要件による外壁後退距離の位置等	○ いずれも2面以上記載すること。 ○ 断面図については、8の1階平面図にその位置を記載すること。 ○ 左記の事項を併せて記載できれば兼用も可。										
10 断面図	1/300	縮尺、各階の天井の高さ、地表面の位置、地盤面及び平均地盤面の位置、公開空地等の高低差並びに屋内貫通路、アトリウム及びピロティ等の奥行き及び天井の高さ等											
11 公開・公共空地等計画図 図I及び図II	1/300	I 縮尺、方位、公開・公共空地等の種別、ピロティ等の区分、公開・公共空地等の高低差及び面積一覧表並びに一般歩行者動線	○ 公開空地の種別は、下記により色別して示すこと。 <table border="1" data-bbox="810 1765 1391 1921"> <tr> <td>歩道状空地</td> <td>きいろ</td> </tr> <tr> <td>貫通通路</td> <td>だいだいいろ</td> </tr> <tr> <td>水辺沿い空地</td> <td>みずいろ</td> </tr> <tr> <td>広場状空地</td> <td>みどり</td> </tr> <tr> <td>アトリウム</td> <td>あお</td> </tr> </table>	歩道状空地	きいろ	貫通通路	だいだいいろ	水辺沿い空地	みずいろ	広場状空地	みどり	アトリウム	あお
		歩道状空地	きいろ										
貫通通路	だいだいいろ												
水辺沿い空地	みずいろ												
広場状空地	みどり												
アトリウム	あお												
II 縮尺、方位、植樹又は造園計画、付帯施設表面仕上げ及びその他空地の性状を示す事項	○ 面積一覧表には、公開空地等の面積、有効係数、有効面積及び有効公開空地率並びに屋内貫通路、アトリウム及びピロティ等の面積の合計を記載すること。 ○ 必要に応じて、透視図、断面図等を付記すること。												

別表（第18条関係） 許可申請等に必要な添付図書等

		12 日影図	1/500	縮尺、方位、建築物の位置及び各部分の高さ、敷地境界線、敷地境界線から外側への水平距離5m及び10mの位置並びに平均地盤面上4m（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の場合は、1.5m）の高さの水平面における冬至日の真太陽時の午前8時から午後4時までの各時刻ごとの日影図及び日影時間図	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 方位の確定方法を記載すること。</li> <li>○ 日影図は、縮尺1/500以上で可</li> <li>○ 日影時間図は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域については、少なくとも2、2.5、3、4時間、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域については、少なくとも、2.5、3、4、5時間の各時間日影線を記載すること。</li> <li>○ 建築物をモデル化する場合には、その方法を9の立面図等により図示すること。</li> <li>○ 計画敷地の北側の地域の地表面が著しく低い場合は、地表面上の日影図を付記すること。</li> <li>○ 敷地の北側等に道路、水面等の空地がある場合は又は隣地等の地盤面が高い場合の緩和（以下「空地等による緩和」という。）を適用するとき、これを図示する。</li> </ul>
		13 平均地盤面算定図	適宜	縮尺、建築物の各面において建築物が周囲の地面と接する位置及び平均地盤面の位置	建築物が、周囲の地面と接する位置に高低差がない場合は、省略も可。
		14 総合設計許可チェックリスト		交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通上 自動車、歩行者及び駐車場の交通経路、容量調査</li> <li>○ 安全上 建築物の構造計画の概要</li> <li>○ 防火上 防災計画の概要</li> <li>○ 衛生上 計画建築物の日照、通風、採光の状況</li> </ul>
		15 法令、要綱のチェックリスト			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地面積及び敷地内空地の最低限度</li> <li>○ 前面道路の幅員及び接道長</li> <li>○ 有効公開空地率の最低限度</li> <li>○ 外壁面の後退</li> <li>○ 公開空地等による割増容積率の限度</li> </ul>
(ろ)	斜線制限の許可に係る図書	16 斜線投影図	1/500	縮尺、方位、敷地境界線、計画建築物の主要部分の高さ、敷地境界線の各辺における計画建築物及び一般建築物の斜線投影図並びに斜線投影面積一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地境界線は、原則として整形後のものを採用すること。</li> <li>○ 一般建築物の斜線投影図には、まわり込み道路幅員及び立ち上がり高さの算定式を付記すること。</li> <li>○ 2辺以上の辺の斜線投影面積を合計して比較する場合には、その理由（隣接地の土地の利用状況等）を示すこと。</li> </ul>
		17 整形敷地図	適宜	縮尺、方位、敷地境界線、整形後の敷地境界線並びに整形に係る隣接敷地の建築物の位置、用途及び階数	
(は)	北側斜線制限の許可に係る図書	18 日影図	1/500	縮尺、方位、建築物の位置及び各部分の高さ、敷地境界線、敷地境界線から外側への水平距離5m及び10mの位置並びに許可要綱の緩和基準に定める等時間日影線	

別表（第18条関係） 許可申請等に必要添付図書等

(に)	絶対高制限の許可に係る図書	19 方位別断面図	1/300	縮尺及び許可要綱の緩和基準に定める各方位別斜線制限の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要部分を数ヶ所記載すること。</li> <li>○ 日影による緩和基準を適用する場合は、18 の日影図を併せて提出すること。</li> </ul>
(ほ)	容積率制限の許可に係る図書	20 公開空地等による割増算定説明書		公開空地等の市街地貢献度の説明、希望する割増容積率及びその算定説明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 21 については、公益施設等による容積率の割増を適用する場合に提出すること。</li> <li>○ 22 は、東京都都市開発諸制度緑化計画チェックシートを準用すること。</li> <li>○ 23 については、緑化指導担当課の審査が終了したものを提出すること。敷地規模等により、緑化計画書の提出義務がないものについては、省略可。</li> </ul>
		21 公益施設等概要書		公益施設等の概要及び市街地貢献度の説明、希望する割増容積率及びその算定説明並びに維持管理等の計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24 は、環境性能評価の取扱い指針5（1）によるチェックシートとする。</li> </ul>
		22 緑化計画に関するチェックシート			
		23 緑化計画書等の写し		足立区緑の保護育成条例(昭和51年条例第39号)に基づき区長に届け出た緑化計画書の写し	
		24 カーボンマイナスの取組に関するチェックシート			
(へ)	その他	25 特定行政庁の指示する図書等		方位、縮尺、計画建築物及び計画地の地形、地物及び土地利用状況等周辺状況がわかる模型等屋外広告物等の標示又は設置に係る図書等計画地及びその周辺地区の上位計画・地区計画等がわかる図書等その他特に指示する図書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 模型等の大きさは、計画建築物の規模内容に応じて適当なものとする。</li> <li>○ 屋外広告物の配置図、デザイン図（着色したもの）、平面図及び立面図を提出すること。</li> </ul>

注：添付書類については、協議の上、複数の図書を併せて作成することができる。